



高松市告示第480号

令和8年度国民健康保険料督促状について、別紙の者については、住所等が不明のため送達が不能となったので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年9月1日

高松市長 大 西 秀 人

公 示 送 達 書

公示日：令和8年9月1日

下記の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は下記に保管されておりますので、該当者は来所のうえ交付の請求をしてください。

※国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する。

高松市長
大西 秀人

記

令和8年度 (令和6年度分)	国民健康保険料	督促状
氏 名	発行年月日	期別
西村 美咲	令和8年8月20日	過年3期
** 以下余白 **		

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所 高松市役所 国保・高齢者医療課

作成日：令和8年8月31日

公 示 送 達 書

公示日：令和8年9月1日

下記の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は下記に保管されておりますので、該当者は来所のうえ交付の請求をしてください。

※国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する。

高松市長
大西 秀人

記

令和8年度 (令和7年度分)	国民健康保険料	督促状
氏 名	発行年月日	期別
西村 美咲	令和8年8月20日	過年3期
** 以下余白 **		

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所 高松市役所 国保・高齢者医療課

作成日：令和8年8月31日

公 示 送 達 書

1 / 2 頁

公示日：令和8年9月1日

下記の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は下記に保管されておりますので、該当者は来所のうえ交付の請求をしてください。

※国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する。

高松市長

大西 秀人

記

令和8年度 (令和8年度分)	国民健康保険料	督促状
氏 名	発行年月日	期別
綱井 敏夫	令和8年8月20日	1期
金城 勉	令和8年8月20日	1期
石川 優	令和8年8月20日	1期
西岡 里美	令和8年8月20日	1期
高橋 義幸	令和8年8月20日	1期
桑内 雷樹	令和8年8月20日	1期
棧 佑樹	令和8年8月20日	1期
入船 涼楓	令和8年8月20日	1期
小川 淳	令和8年8月20日	1期

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所 高松市役所 国保・高齢者医療課

作成日：令和8年8月31日

